

発議第2号

議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年3月13日

遊佐町議会

議長 高橋 冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員

今野 博義

賛成者 遊佐町議会議員

遊佐 亮太

(別紙)

## 議第9号令和8年度遊佐町一般会計予算に対する付帯決議

本議案を審査した結果、執行に当たって次の意見を付すので、真摯にかつ確実に、所要の対応をされるよう求める。

### 1. 予算の策定に当たって

令和8年度一般会計予算は、当初予算にもかかわらず財政調整基金の多額の繰り入れによりかろうじて成り立っており、今後、急激な基金残高の減少を招くことは明らかである。予算策定においてこれまでにない財源の厳しさが見受けられるが、数々の町単独の新規事業の計上、並びに物価高騰や人件費高騰を理由にした既存事業費の増額など、事業費の肥大化が顕著であると判断する。特に、この度の「ふるさとづくり寄付金」に対する事業費の計上は、歳入に伴い確実に発生する歳出は一部のみで計上にとどめるなど、歳入は最大限に見込み、歳出は補正予算での対応を前提とした編成であると言わざるを得ない。町は、厳しい財政に真摯に向き合い、これまで以上に危機感をもって予算策定に当たるべきである。

これらを踏まえ、議会としては以下の対応を強く求める。

### 記

1. 今後の予算の策定に当たっては、歳入に伴い見込まれる歳出は同時計上とし、歳入規模に応じた事業の選択を行うこと。

2. 町単独の事業はその成果を分析し、財源をより効果的に活用できるよう事業の取捨選択を進めること。

3. 各指定管理料は、物価高騰や人件費高騰を理由に際限なく増加することのないよう管理料の削減に努めること。特に収益事業を行なっている事業者においてはその委託業務内容を精査し、指定管理事業者との話し合いの場において管理料の削減に努めること。

以上、決議する。

令和8年3月13日

遊佐町議会